

平成 29 年 11 月 17 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博

平成 29 年度 「インバウンド対応観光ルート創出事業」に係る航空会社連携プロモーション事業  
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 29 年度 インバウンド対応観光ルート創出事業 「航空会社連携プロモーション事業」

2. 事業目的

札幌を中心とする道央圏に偏重する外国人観光客による経済効果を全道に波及させる、地域格差と繁閑期の格差の縮小を図るため、地域の様々な資源を活かした複数地域での新規モデル的な取組を支援し、本道の多彩な観光の魅力を体感できる満足度の高い国際観光ルートの形成を進めているが、一方で本事業を実施している地域は海外で、その知名度が低く外国人旅行者が北海道旅行を検討する際の選択肢にさえなっていない状況にあるとも推察されることから、事業実施地域の近隣空港（新千歳・丘珠・稚内・利尻・旭川・帯広・函館）に就航する国内外の航空会社と連携し、地域の観光及びそれに関する情報発信と知名度向上を目的に事業を実施する。

以下次葉

### 3. 事業対象協議会（地域）〔隣接空港〕

以下本事業を実施している 10 地域すべて。

- (1) 北宗谷広域観光推進協議会（稚内市・猿払村・豊富町・利尻町・利尻富士町・礼文町）〔稚内・利尻〕
- (2) 小樽・北後志広域インバウンド推進協議会  
（小樽市・積丹町・古平町・余市町・仁木町・赤井川村）〔新千歳・丘珠〕
- (3) 東空知観光周遊ルート推進協議会  
（芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市）〔新千歳・丘珠・旭川〕
- (4) るもい地域インバウンド対策会議（留萌市・増毛町・羽幌町・天塩町・遠別町・初山別村・苫前町・小平町）  
〔新千歳・丘珠・旭川〕
- (5) 北十勝 4 町広域観光振興連絡協議会（音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町）〔新千歳・丘珠・帯広〕
- (6) 新幹線木古内駅活用推進協議会  
（木古内町・知内町・福島町・松前町・上ノ国町・江差町・厚沢部町・乙部町・奥尻町）  
〔函館・新千歳・丘珠〕
- (7) 環駒ヶ岳広域観光協議会（七飯町・鹿部町・森町）〔函館・新千歳・丘珠〕
- (8) 道南インバウンド食観光ルート創出事業（八雲町・鹿部町）〔函館・新千歳・丘珠〕
- (9) 千歳・恵庭・北広島広域観光推進協議会（千歳市・恵庭市・北広島市）〔新千歳〕
- (10) 胆振インバウンド 6 次観光周遊ルート創出協議会（豊浦町、壮瞥町、登別市、白老町、室蘭市、洞爺湖町、伊達市、苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町）〔新千歳・函館〕

### 4. 実施期間

契約締結日～平成 30 年 3 月 15 日

### 5. 委託業務内容

- (1) 上記新規地域を含む計 10 地域を対象に、以下事業を実施する。
  - ① ブランディングページ及び動画の整備
  - ② 国内外の航空会社インバウンド向けホームページを活用した各地域の観光及びそれに関する基本情報の発信、海外の旅行者の旅行促進に繋がるイメージ広告  
例：近隣空港からのアクセス  
例：風景や食事、観光地の写真、動画などの掲載
  - ③ 上記 10 地域のホームページのアクセス数増加のための、サイトプロモーション。
  - ④ 上記 10 地域の外部掲載用バナー（2 種、2 言語）の制作
  - ⑤ 各地域で創出した観光周遊ルートの掲載。ただし期日までに創出したものに限る。
  - ⑥ その他上記に関連する本事業の目的達成に資する事業  
例：航空会社グループ会社、関連旅行会社などとの連携  
例：航空会社の持つインバウンド向け航空券販売ツールなどとの連携
- (2) 北十勝 4 町広域観光振興連絡協議会（音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町）〔新千歳・丘珠・帯広〕  
当該地域情報サイトを台湾において繁体字でのサイトプロモーションを行う。
- (3) 環駒ヶ岳広域観光協議会（七飯町・鹿部町・森町）〔函館・新千歳・丘珠〕  
当該地域情報サイトにおいて当該地域の「体験」について内容を拡充する。
- (4) 報告書作成（平成 30 年 3 月 15 日までに提出）  
※上記(1)～(4)にかかる展開言語は、英語・繁体字とする。

以下次葉

6. ご提案いただく事業内容について

本事業はインバウンド誘客事業を始めて間もない地域で実施しており、上記2.事業目的に記載のとおり外国人旅行者、海外旅行会社にとって知名度もなく、旅行先の選択肢にすら上がっていないことが推察されます。本事業で進める「外国人目線での地域観光素材の磨き上げ、観光素材の整理」と連携し、当追加事業『航空会社連携プロモーション事業』で、事業実施地域の近隣空港に就航する国内外の航空会社の持つインターネットなどの各種媒体を活用し、その知名度の向上のため、観光及びそれに関する基礎情報の発信するプロモーション事業を行います。

なお提案にあたっては道内、或いは地元の事業者との連携で、より高品質で効果のある事業体となることを希望します。

7. 事業提案説明会(調整中)

(1) 日 時 平成 29 年 11 月 24 日 (金) 16:00~17:00(調整中)

(2) 場 所 公益社団法人 北海道観光振興機構 会議室

(札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階)

※出席される場合は、別紙回答用紙により平成 28 年 11 月 22 日 (水) 17:00 までにご連絡願います。

8. スケジュール (調整中)

|                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 11 月 17 日 (金)        | 事業提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始 |
| 11 月 24 日 (金) 16:00~ | 事業提案説明会                   |
| 11 月 28 日 (火) 17:00  | 事業提案参加表明締切                |
| 12 月 08 日 (金) 12:00  | 事業提案書の提出期限                |
| 12 月中旬               | 企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始 |
| 3 月 15 日             | 全事業終了、事業報告書作成提出、精算        |

以上

<お問合せ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

事業企画推進部 商品開発グループ 野村

TEL 011-231-2900

野村 [y\\_nomura@visithkd.or.jp](mailto:y_nomura@visithkd.or.jp)

平成 29 年 11 月 22 日 (水) 17:00 必着

F A X : 011-232-5064

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援事業部 広域観光周遊ルート支援グループ 野村 宛

平成 29 年度「インバウンド対応観光ルート創出事業 航空会社連携プロモーション事業」に係る企画提案説明会に出席します。

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 御 社 名     |  |  |
| ご 連 絡 先   |  |  |
| 役 職 ・ 氏 名 |  |  |
|           |  |  |
|           |  |  |

『平成29年度 インバウンド対応観光ルート創出事業』に係る  
「航空会社連携プロモーション事業」企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

### 1. 事業目的

札幌を中心とする道央圏に偏重する外国人観光客による経済効果を全道に波及させる、地域格差と繁閑期の格差の縮小を図るため、地域の様々な資源を活かした複数地域での新規モデル的な取組を支援し、本道の多彩な観光の魅力を体感できる満足度の高い国際観光ルートの形成を進めているが、一方で本事業を実施している地域は海外で、その知名度が低く外国人旅行者が北海道旅行を検討する際の選択肢にさえなっていない状況にあるとも推察されることから、事業実施地域の近隣空港（新千歳・丘珠・稚内・利尻・旭川・帯広・函館）に就航する国内外の航空会社と連携し、地域の観光及びそれに関する情報発信と知名度向上を目的に事業を実施する。

### 2. 事業対象協議会（地域）〔隣接空港〕

- (1) 北宗谷広域観光推進協議会（稚内市・猿払村・豊富町・利尻町・利尻富士町・礼文町）〔稚内・利尻〕
- (2) 小樽・北後志広域インバウンド推進協議会  
（小樽市・積丹町・古平町・余市町・仁木町・赤井川村）〔新千歳・丘珠〕
- (3) 東空知観光周遊ルート推進協議会  
（芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市）〔新千歳・丘珠・旭川〕
- (4) るもい地域インバウンド対策会議（留萌市・増毛町・羽幌町・天塩町・遠別町・初山別村・苫前町・小平町）  
〔新千歳・丘珠・旭川〕
- (5) 北十勝4町広域観光振興連絡協議会（音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町）〔新千歳・丘珠・帯広〕
- (6) 新幹線木古内駅活用推進協議会  
（木古内町・知内町・福島町・松前町・上ノ国町・江差町・厚沢部町・乙部町・奥尻町）  
〔函館・新千歳・丘珠〕
- (7) 環駒ヶ岳広域観光協議会（七飯町・鹿部町・森町）〔函館・新千歳・丘珠〕
- (8) 道南インバウンド食観光ルート創出事業（八雲町・鹿部町）〔函館・新千歳・丘珠〕
- (9) 千歳・恵庭・北広島広域観光推進協議会（千歳市・恵庭市・北広島市）〔新千歳〕
- (10) 胆振インバウンド6次観光周遊ルート創出協議会（豊浦町、壮瞥町、登別市、白老町、室蘭市、洞爺湖町、伊達市、苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町）〔新千歳・函館〕

### 3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

以下次葉

#### 4. 企画提案応募条件等

- (1) 本邦に本店、支店を有する単体企業又は複数企業による連合体とし、次のいずれにも該当すること。
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
  - ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (2) 道内、或いは地元の事業者との連携で、より高品質で効果のある事業体となること。
- (3) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

#### 5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

複数の地域の事業を提案、委託する場合、個々の事業における契約ではなく、1つに集約（各事業額合計）し契約する。

#### 6. 委託期間及び業務スケジュール

##### (1) 委託期間

契約締結日～平成30年3月15日

##### (2) 業務スケジュール(調整中)

|                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| 11月17日（金）       | 事業提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始 |
| 11月24日（金）16:00～ | 事業提案説明会                   |
| 11月28日（火）17:00  | 事業提案参加表明締切                |
| 12月08日（金）12:00  | 事業提案書の提出期限                |
| 12月中旬           | 企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始 |
| 3月15日           | 全事業終了、事業報告書作成提出、精算        |

## 7. 委託業務内容

- (1) 上記新規地域を含む計 10 地域を対象に、以下事業を実施する。
  - ① ブランディングページ及び動画の整備
  - ② 国内外の航空会社インバウンド向けホームページを活用した各地域の観光及びそれに関する基本情報の発信、海外の旅行者の旅行促進に繋がるイメージ広告  
例：近隣空港からのアクセス  
例：風景や食事、観光地の写真、動画などの掲載
  - ③ 上記 10 地域のホームページのアクセス数増加のための、サイトプロモーション。
  - ④ 上記 10 地域の外部掲載用バナー（2 種、2 言語）の制作
  - ⑤ 各地域で創出した観光周遊ルートの掲載。ただし期日までに創出したものに限る。
  - ⑥ その他上記に関連する本事業の目的達成に資する事業  
例：航空会社グループ会社、関連旅行会社などとの連携  
例：航空会社の持つインバウンド向け航空券販売ツールなどとの連携
- (2) 北十勝 4 町広域観光振興連絡協議会（音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町）[新千歳・丘珠・帯広]  
地域の指定する当該地域情報サイトを台湾において繁体字でのサイトプロモーションを行う。
- (3) 環駒ヶ岳広域観光協議会（七飯町・鹿部町・森町）[函館・新千歳・丘珠]  
地域の指定する当該地域情報サイトにおいて地域の「体験」について内容を拡充する。
- (4) 報告書作成（平成 30 年 3 月 15 日までに提出）

## 8. 想定上限額（事業事務費、企画費を含む）

合計：10,500 千円（税込）

内訳

- (1) 10 地域共通：7,500 千円(税込)
- (2) 北十勝 4 町広域観光振興連絡協議会地域ページの台湾サイトプロモーション：2,000 千円
- (3) 環駒ヶ岳広域観光協議会地域ページの「体験」について内容拡充：1,000 千円

## 9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：平成 29 年 12 月 08 日（金） 12:00
- (2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階  
公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画推進部 商品開発グループ（担当：野村）  
TEL 011-231-2900 Email: y\_nomura@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文でも可）。

以下次葉

## 10. 事業提案書及び見積り依頼内容

事業提案を行う場合は、次により事業提案書を提出すること。

事業提案書作成にあたっては、事業提案の考え方のほか、下記の項目について事業提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

会社の業務内容、インバウンド商品販売実績、海外における旅行市場調査実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、事業提案者の業務担当者名については、提出する事業提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※交通費、宿泊経費、食費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

## 11. 事業提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版のみとする。また冒頭に事業提案書の全体構成を記載し、全体で30頁以内とすること。

(2) 事業提案者は、どの航空会社にて事業を実施するか明確にすること。また複数の航空会社での実施も可能。ただしその場合は、航空会社ごとの事業費を算出し、その合算が想定上限額を超えないこと。また提案いただく事業費の合計は、想定上限額に未達でも良い。

(3) 事業提案を行う者が他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。

ただし、事業提案者でない者が外注先または協力先として複数の提案に記載されることは可とする。

(4) 事業提案において外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、事業提案に記載することについて事前に承諾を得ること。

(5) 媒体の提案などで、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。

(6) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。

(7) 事業提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(8) 提出された事業提案書は返却しない。

## 12. 事業提案書の提出

(1) 提出部数 7部

(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの6部)

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画推進部 地域支援事業部広域観光周遊ルート支援グループ (担当：野村)

TEL 011-231-2900

(3) 提出期限 平成29年12月08日(金) 12:00

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)、メールすること。

メールの場合は業務従事者氏名を記載したもの、記載しないもの各1部。

ファクシミリでの提出は不可とする。

以下次葉

## 13. 事業提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた事業提案についてヒアリング審査を行う。



- (2) 提案を提出する事業者が4社以上の場合には書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせする。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。

#### 14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即し地域のニーズに合致したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。
- (2) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、いかに専門性を持つコンソーシアムとなっているか。また実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
各事業実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。  
また本事業は国「地方創生推進交付金」が含まれる事業であり、その精算業務を遂行する能力があると判断できるか。

#### 15. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、事業提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

#### 16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上